

四国4県における工業用水道被災時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各工業用水道事業者（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害により被災し、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）独自では緊急の復旧措置が実施できない場合において、当該被災事業者からの要請により他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

(応援体制の整備)

第2条 協定事業者は、他の協定事業者の給水区域及びその周辺において地震等の大規模な災害が発生した場合は、応援の要請に備え、応援活動の実施のために必要な体制を執るものとする。

(応援の要請等)

第3条 被災事業者は、応援を受けようとするときは、別に定めるところにより他の協定事業者に応援に関する調整を依頼するものとする。

2 前項の規定による調整の依頼を受けた協定事業者は、他の協定事業者と調整し、応援を行う協定事業者（以下、「応援事業者」という。）及び応援事業者のうちで主となるもの（以下「応援主管事業者」という。）を決定するものとする。この場合において、応援主管事業者は、当該調整の結果を応援事業者及び被災事業者に連絡するものとする。

3 被災事業者は、前項の規定による連絡を受けた場合は、応援主管事業者に対し、別に定めるところにより応援を要請するものとする。

4 前項の規定による応援の要請を受けた応援主管事業者は、速やかに他の応援事業者と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。

(応援活動の内容)

第4条 応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。

- (1) 物資及び資機材の提供
- (2) 職員の派遣
- (3) その他特に被災事業者から要請のあった事項

(物資等の携行)

第5条 応援事業者は、被害事業者に職員を派遣する場合は、別に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。

(情報の交換)

第6条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を、別に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援活動に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。

- 2 応援事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては応援事業者が賠償の責に任ずるものとする。
- 3 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。
- 4 応援事業者の職員の派遣に要する経費については、応援事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内で定めるものとする。

(公務災害補償に関する請求手続)

第8条 応援事業者が派遣した職員が応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書に基づいて、応援事業者が行うものとする。

- 2 応援事業者は、前項に規定する請求手続を行った場合には、その結果について、被災事業者に報告するものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 この協定に基づく応援を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、一般社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努めるものとする。

(訓練)

第10条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成31年4月1日から施行する。

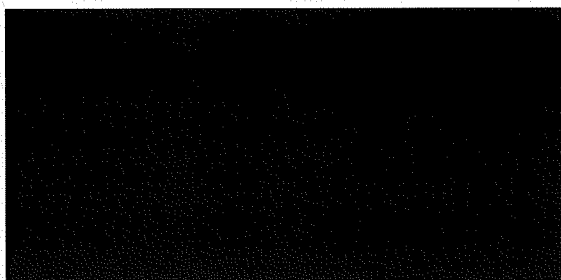
この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各事業者記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年4月1日

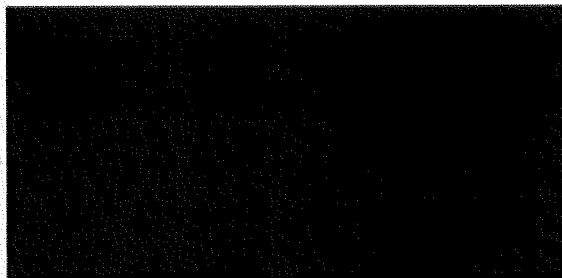
徳島県公営企業管理者
企 業 局 長



香川県広域水道企業団
企 業 長



愛媛県公営企業管理者



高知県公営企業管理者
公 営 企 業 局 長

